## 道路運送車両法

## 1.案内情報

手 続 名 : 自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定申請

手続根拠 : 道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号

手続対象者 : 貼付又は塗装する目的を確実に実施できる者、貼付又は

塗装される位置及び期間の管理を確実に実施できる者

提出時期 : 貼付又は塗装を行おうとするとき

提出方法 :自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書を作成し、必

要な添付書面を添え、地方運輸局長または国土交通大臣

あて提出して下さい。

手数料:無し

添付書類・部数 : あり・1部

申請書様式:自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書(一太郎、WO

RD、PDF、HTML)

記載要領・記載例 :提出先となる国土交通省自動車交通局技術安全部技術企

画課にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先:貼付物の対象範囲が一運輸局管内となる場合

各地方運輸局自動車技術安全部技術課

(沖縄は沖縄総合事務局運輸部車両安全課)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/

index.htm

: 貼付物の対象範囲が二運輸局以上にまたがる場合 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課

03-5253-8111(内線:42257)

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :提出先にお願いします。

3.手続情報

取扱要領 :「自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領について(依

命通達)」(平成6年9月29日自技第147号)

標準処理期間 : 30日

不服申立方法 :(行政不服審査法の規定による)